



島根県報

平成22年9月21日（火）

第2,224号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る対象区域 (建築住宅課) 2

島根県収入証紙の売りさばき人の指定 (審査指導課) 2

【雑 報】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河川課) 2

【正 誤】

平成22年3月31日付け島根県報号外第82号中 (社会教育課) 3

告 示**島根県告示第583号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年 9 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ユニファー株式会社	訪問介護	ヘルパーステーション	出雲市塩治神前6丁目1番 8号A-102	平成22年 9 月20日
	介護予防訪問介護	すずらん		
株式会社 園山設備	通所介護	デイサービス富村	簸川郡斐川町富村1465番地 1	平成22年10月 1 日
	介護予防通所介護			

島根県告示第584号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は雲南県土整備事務所及び及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

雲南市大東町大東637番、639番1、378番2、38番1

2 認定の年月日及び番号

平成22年 9 月14日 第1号

島根県告示第585号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成22年 9 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成22年 9 月10日	976	安来市飯島町1205-1 やすぎ農業協同組合 代表理事組合長	安来市安来町878-2 やすぎ農業協同組合 信用共済部 市出張所 (安来市役所内)

雑 報

河川区域内に放置されていた次の工作物を除却・保管したので、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項により公示する。

平成22年 9 月21日

国土交通省中国地方整備局長 福 田 功

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
小型船 動力 白色 一隻
- 2 当該工作物が放置されていた場所
島根県松江市学園南1丁目地先
- 3 当該工作物を除却した日時
平成22年 8 月30日 午後 2 時
- 4 当該工作物の保管を始めた日時
平成22年 8 月30日 午後 4 時
- 5 当該工作物の保管場所
島根県八束郡東出雲町錦浜 斐伊川河川敷内
- 6 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 7 実施機関及び問い合わせ先
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 占用調整課
電話 0853-20-1753

正 誤

平成22年 3 月31日付け島根県報号外第82号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から 3	様式第 1 号から様式第 3 号までの規定 改める。	様式第 1 号及び様式第 2 号 改め、様式第 3 号中「生涯学習推進センター」及び「生涯推進センター」を「東部社会 教育研修センター」に改める。